

## 学校法人沖縄キリスト教学院公益通報者保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（2004年6月18日施行 法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人沖縄キリスト教学院（以下「本法人」という。）における公益通報者の保護及び公益通報に適正に対応するための措置等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において公益通報とは、本法人の教職員（非常勤職員・契約職員等を含む。以下「職員」という。）が、本法人の役員及び職員について、法令違反行為が生じ又は生じようとしている旨を通報することをいう。

(通報対象)

第3条 公益通報の対象となる事実は、次の各号に掲げるいずれかの事実をいう。

- (1) 法別表に掲げる法律の犯罪行為となる事実
- (2) 前項のほか、法令違反及び倫理違反行為等についても法の趣旨を踏まえて、通報対象とする。

(公益通報及び相談の方法)

第4条 公益通報及び相談の方法は、文書、メール、ファックス、電話及び口頭等によるものとする。

(公益通報・相談窓口)

第5条 本法人の公益通報の受付及び相談の窓口（以下「公益通報・相談窓口」という。）を総務課に置く。

- 2 公益通報・相談窓口は、公益通報を行った職員（以下「公益通報者」という。）に対して、公益通報を受付けた旨を速やかに通知するものとする。
- 3 公益通報・相談窓口は、公益通報及び相談を受けた場合、理事長にその内容を速やかに報告するものとする。

(調査)

第6条 理事長は、公益通報された事項について事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合は、関連する部署の職員を含む調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、調査を命じることができる。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) その他理事長が必要と認める者 若干名

- 3 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し当該公益通報に関する調査を行い、必要な措置を審議するものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 委員会は、調査及び審議が終了した場合は、速やかに理事長に報告するものとする。

7 委員会は、前項の報告をもって解散する。

8 調査の必要性がない場合は、総務課長はその旨に理由を付して公益通報者に通知しなければならない。

(協力義務)

第7条 職員は、調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(調査及び是正結果の通知)

第8条 理事長は、公益通報者に対し調査及び是正結果を公益通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し速やかに通知するものとする。

(是正措置及び懲戒処分等)

第9条 調査の結果、公益通報された職員の不正行為が明らかになった場合、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるとともに、当該行為に係る職員に対し、本法人就業規則第82条の規定に基づき、懲戒処分を課することができる。

(公益通報者等の保護)

第10条 職員は、公益通報、相談及び調査への協力を行ったこと等を理由に、不利益な取り扱いを受けない。

2 理事長は、公益通報、相談及び調査への協力を行った職員に対し、そのことを理由に、その者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。また、職員は公益通報、相談及び調査への協力を行った者に対して、不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

(秘密保持)

第11条 職員は、公益通報された内容及び調査で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(不正を目的とする通報)

第12条 公益通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正を目的とする通報を行ってはならない。

(公益通報及び相談を受けた職員の責務)

第13条 公益通報・相談窓口以外の職員が、公益通報及び相談を受けた場合は、速やかに総務課長にその内容を報告するものとし、誠実に対応するよう努めなければならない。

(その他の公益通報に対する措置)

第14条 職員以外の者からの通報については、本規程に準じ適切に取扱うものとする。

(庶務)

第15条 この規程に関する庶務は、総務課が行うものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2010年9月30日から施行する。

#### 公益通報者保護法（別表）

- |           |            |                |         |            |
|-----------|------------|----------------|---------|------------|
| 1. 刑法     | 2. 食品衛生法   | 3. 証券取引法       | 4. JAS法 | 5. 大気汚染防止法 |
| 6. 廃棄物処理法 | 7. 個人情報保護法 | 8. その他政令で定める法律 |         |            |

# 本学における公益通報処理体制

